

○開発研究センターの設置等及び評価に関する法人細則

〔 令和 2 年 9 月 2 4 日 〕
〔 法人 細 則 第 1 5 号 〕
改正 令和 3 年法人細則第 3 号
令和 3 年法人細則第 1 1 号
令和 4 年法人細則第 1 1 号
令和 5 年法人細則第 1 1 号
令和 6 年法人細則第 1 6 号

開発研究センターの設置等及び評価に関する法人細則

(趣旨)

第 1 条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程（平成 1 6 年法人規程第 1 号）第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、開発研究センター（以下「センター」という。）の設置及び設置期間の更新（以下「更新」という。）並びに評価に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置要件)

第 2 条 センターは、次の各号に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- (1) 外部資金のみで運営するものであること。
- (2) 学内外の研究者が共同して開発研究を行うものであること。

(設置期間)

第 3 条 センターの設置期間は、当該センターが設置された日（更新が認められた場合にあっては当該更新された日）から起算して 4 年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(事前協議)

第 4 条 センターの設置を希望する大学教員（以下「設置希望者」という。）は、当該センターの組織及び運営に関する重要事項等について、関係する系等の長（以下「系長等」という。）及びエリア支援室等の長（以下「エリア支援室長等」という。）と事前に協議し、承認を得なければならない。

(設置計画書等の提出)

第 5 条 設置希望者は、前条の協議の結果に基づき作成した次に掲げる書類を、産学連携を担当する副学長（以下「産学連携担当副学長」という。）に提出するものとする。

- (1) 別に定める様式による開発研究センター設置計画書
- (2) センターの概要図（様式任意）

(設置準備委員会等)

第 6 条 産学連携担当副学長は、前条の規定により提出を受けた設置計画書等について設置希望者からヒアリングを行うとともに、運営会議の議を経た上で、国際産学連携本部の下に、センター設置準備委員会（以下「設置準備委員会」という。）を設置するものとする。

(審議事項)

第7条 設置準備委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの設置の可否に関する事。
- (2) センターの開発研究課題、将来計画、組織体制等に関する事。
- (3) その他センターの設置に関し必要な事項に関する事。

(組織)

第8条 設置準備委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 国際産学連携本部の本部長（以下「本部長」という。）
 - (2) 国際産学連携本部の本部審議役（以下「本部審議役」という。）
 - (3) 設置希望者
 - (4) 系長等
 - (5) エリア支援室長等
 - (6) 産学連携部産学連携企画課長
 - (7) その他本部長が必要と認める者 若干人
- 2 設置準備委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。
 - 3 委員長は、設置準備委員会を主宰する。

(議事)

第9条 設置準備委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 設置準備委員会の議事は、原則として出席した委員の全会一致をもって決するものとする。ただし、全会一致が困難なときは、出席した委員の3分の2以上をもって決するものとする。

(審議結果の付議等)

第10条 設置準備委員会の委員長は、当該委員会における審議結果を産学連携担当副学長に報告するものとする。

- 2 産学連携担当副学長は、前項の規定に基づき報告を受けた審議結果がセンターの設置を可とするものであるときは、教育研究評議会、経営協議会及び役員会（以下「役員会等」という。）に付議するものとする。

(評価)

第11条 センターは、当該センターが設置された日（更新が認められた場合にあっては当該更新された日）から起算して2年が経過した日の属する年度の末日の2月前までに中間評価を、4年が経過した日の属する年度の末日の6月前までに最終評価を、それぞれ受けなければならない。

(評価委員会)

第12条 産学連携担当副学長は、前条に規定する評価を実施するときは、国際産学連携本部の下に、センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置するものとする。

(組織)

第13条 評価委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 本部長
- (2) 本部審議役
- (3) 財務を担当する副学長
- (4) 研究を担当する副学長
- (5) その他本部長が必要と認める者 若干人

2 評価委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

3 委員長は、評価委員会を主宰する。

(議事)

第14条 評価委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 評価委員会に出席することができない委員は、あらかじめ審議事項等について賛否の意見を明らかにした書面をもって出席者に委任して、その議決権を行使することができる。

4 前項の規定により議決権を行使する委員は、評価委員会に出席したものとみなす。

(評価の実施方法)

第15条 評価は、書類審査及びセンターの構成員へのヒアリングにより実施するものとし、中間評価にあつては「良(継続可相当)」又は「不良(要是正指導相当)」の、最終評価にあつては「良(更新可相当)」、「良(終了相当)」又は「不良(終了相当)」の評語を用いるものとする。

2 前項の書類審査は、別に定める様式による開発研究センター実績報告書に基づき実施するものとする。

(評価の観点)

第16条 評価は、センターに係る開発研究の実績、外部資金の獲得状況及び発展性等の観点から実施するものとする。

(評価結果の報告等)

第17条 評価委員会の委員長は、当該委員会における評価結果及びその理由等を、別記様式の開発研究センター評価結果報告書により産学連携担当副学長に報告するとともに、センター長に通知するものとする。

2 産学連携担当副学長は、前項の規定により報告を受けた評価結果等について、役員会等に報告するものとする。ただし、中間評価における評価結果の報告が「良(継続可相当)」である場合は、この限りでない。

(更新等)

第18条 センター長は、最終評価の結果が「良(更新可相当)」であるときは、センターを更新することができる。

2 センター長は、前項に規定する更新を希望するときは、前条第1項に規定する通知を受けた後、系長等及びエリア支援室長等と協議の上、速やかに次に掲げる書類を産学連携担当副学長に提出しなければならない。

- (1) 別に定める様式による開発研究センター設置期間更新計画書
- (2) センターの更新後の概要図（様式任意）

（更新審査委員会）

第19条 産学連携担当副学長は、前条第2項の規定により提出を受けた更新計画書等を確認の上、必要があると認めるときは、国際産学連携本部の下に、センター更新審査委員会（以下「更新審査委員会」という。）を設置するものとする。

（審議事項）

第20条 更新審査委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの更新の可否に関すること。
- (2) センターの将来計画等に関すること。
- (3) その他センターの更新に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第21条 更新審査委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 本部長
 - (2) 本部審議役
 - (3) 系長等
 - (4) エリア支援室長等
 - (5) 産学連携部産学連携企画課長
 - (6) その他本部長が必要と認める者 若干人
- 2 更新審査委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。
 - 3 委員長は、更新審査委員会を主宰する。

（議事）

第22条 更新審査委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 更新審査委員会の議事は、原則として出席した委員の全会一致をもって決するものとする。ただし、全会一致が困難なときは、出席した委員の3分の2以上をもって決するものとする。

（審議結果の報告等）

第23条 更新審査委員会の委員長は、当該委員会における審議結果を産学連携担当副学長に報告するとともに、センター長に通知するものとする。

- 2 産学連携担当副学長は、前項の規定により報告を受けた審議結果がセンターの更新を可とするものであるときは、役員会等に報告するものとする。

（実績報告）

第24条 センター長は、毎年度（中間評価及び最終評価を受ける年度を除く。）の実績を、別に定める様式による開発研究センター実績報告書により産学連携担当副学長に報告しなければならない。

（事務）

第25条 設置準備委員会、評価委員会及び更新審査委員会の事務は、産学連携部において処理する。

(雑則)

第26条 この法人細則に定めるもののほか、センターの設置及び更新並びに評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人細則は、令和2年9月24日から施行する。

附 則 (令3. 3. 11 法人細則3号)

(施行期日)

1 この法人細則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 プレシジョン・メディスン開発研究センターにおける設置期間及び評価の時期に係る規定の適用については、第18条の規定に基づき当該センターの設置期間が更新された場合を除き、この法人細則による改正後の第3条及び第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 テーラーメイドQOLプログラム開発研究センターにおける中間評価の時期に係る規定の適用については、第18条の規定に基づき当該センターの設置期間が更新された場合を除き、第11条中「2年が経過した日の属する年度の末日の2月前までに」とあるのは「3年が経過する日の2月前までに」とする。

附 則 (令3. 10. 28 法人細則11号)

この法人細則は、令和3年10月28日から施行する。

附 則 (令4. 9. 15 法人細則11号)

この法人細則は、令和4年9月15日から施行する。

附 則 (令5. 7. 6 法人細則11号)

この法人細則は、令和5年7月6日から施行する。

附 則 (令6. 3. 28 法人細則16号)

この法人細則は、令和6年3月28日から施行する。

別記様式（第17条関係）

（西暦） 年 月 日

開発研究センター評価結果報告書

産学連携担当副学長 殿

開発研究センター評価委員会
委員長 ○○ ○○

本委員会は、開発研究センターの評価を下記のとおり実施しましたので、理由を付して報告いたします。

記

評価対象： 開発研究センター
（ 年 月 日設置、第○期 年 月 日更新）

評価の実施方法：書面審査及びヒアリング（ 年 月 日実施）

評価の種類・結果：

中間評価

良（継続可相当） 不良（要是正指導相当）

最終評価

良（更新可相当） 良（終了相当）

不良（終了相当）

評価結果の理由等：